



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

大 阪 市 中 央 区 城 見 一 丁 目 2 番 27 号
会 社 名 株式会社プレサンスコーポレーション
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 岸 忍
(コード番号：3254 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 土 井 豊
電 話 番 号 06 - 4793 - 1650

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行する方針を決議いたしました。したがって、平成27年6月23日開催予定の当社第18期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を図る目的で監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成27年6月23日に開催を予定している当社第18期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成27年6月23日（火）

定款変更の効力発生日（予定） 平成27年6月23日（火）

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行	改定案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社に取締役<u>10</u>名以内を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠又は増員のため選任された<u>取締役</u>の任期は、<u>現任取締役</u>の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社に取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)<u>15</u>名以内を置く。</p> <p>2 <u>当社に監査等委員である取締役</u>(以下、「<u>監査等委員</u>」という。)5名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役の選任は、株主総会において、<u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別し、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 補欠のため選任された<u>監査等委員</u>の任期は、<u>退任した監査等委員</u>の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>

現行	改定案
<p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p>	<p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、<u>法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> <u>第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u> <u>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> <u>第22条 当社に監査役5名以内を置く。</u></p>	<p><u>(監査等委員会)</u> <u>第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除) (削除)</p>

現行	改定案
<p>(選任) <u>第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) <u>第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) <u>第25条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会) <u>第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第5章 計算</p>
<p>(事業年度) <u>第27条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>	<p>(事業年度) <u>第25条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
<p>(剰余金の配当) <u>第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> 2 <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(剰余金の配当等) <u>第26条 当会社は、取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> 2 <u>剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、これを行うことができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間) <u>第29条 (条文省略)</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) <u>第27条 (現行どおり)</u></p>

以 上